（アパート・マンション名等）消防計画

　　年　月　日作成

この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

# 目的及び適用範囲

この計画は、消防法第８条の規定に基づき、火災を予防するともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ　　　部分に居住する者は、この計画を遵守する。

# 防火管理者等の業務

防火管理者は、次の業務を行う。

１ 消防署への報告及び連絡

２ 居住者への火災予防対策、火災発生時及び地震発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け

３ 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告

４ 共用部分における消防用設備等（消火器・　　　・　　　・　　　）の点検及び維持管理

５ 居住者に対する自衛消防訓練参加の呼び掛け

６ 消防署から配布された広報紙の回覧及び管理

【↓その他特記事項がある場合】

７

# 居住者が行う防火管理対策

居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

１ 住戸内における火気管理

２ 住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理

３ バルコニーにおける避難障害となる物件の除去

４ 階段・通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の除去

５ 消防用設備等（消火器・　　　・　　　・　　　）の周囲における使用障害となる物品の除去

６ 　　　の周囲における使用障害となる物品の除去

【↓その他特記事項がある場合】

７

# 火災時の行動

１ 火災を発生させた者又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。

２ 119番通報は、火災を発生させた者又は同一階の居住者が協力して行う。

３ 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。

４ 玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。

【↓その他特記事項がある場合】

５

# 地震時の行動

１ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

２ 地震が発生した場合は、できる限り使用中の火気の消火を行う。

３ 各設備器具は、安全を確認した後に使用する。

【↓その他特記事項がある場合】

４

# 訓練

１ 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。

２ 消火、通報、避難誘導等の訓練は１年に１回以上実施することとし、実施時期は　月頃とする。

３ 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。

４ 居住者は町内会、自治会等が実施する地域の防災訓練に積極的に参加して訓練を行う。

【↓その他特記事項がある場合】

５

# 共用部分における消防用設備等の点検・報告

１ 消防用設備等は、点検設備業者に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を受け、　　消防署に報告する。

【↓その他特記事項がある場合】

２

【↓その他特記事項がある場合】

# その他

〔防火管理業務の委託　あり　・　なし〕

【↓防火管理業務の委託を行う場合】

# 防火管理業務の委託　〔　常駐　・　巡回　・　遠隔移報　〕

別添「防火管理業務委託状況票」（その１）～（その３）のとおり。

# 避難経路図

【避難経路図を添付してください。】